

会

議

午前10時 0分開議

副議長（橋本智洋君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長は本日欠席でございます。

地方自治法第106条の規定により、私が議長の職を務めさせていただきます。

〔発言する者あり〕

副議長（橋本智洋君） 何分にも不慣れでございますので、議事運営につきましては、皆様、ぜひとも御協力のほど、よろしく願いいたします。

議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） では、日程により、議第13号 市有財産（建物）の譲与についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） それでは、議第13号 市有財産（建物）譲与について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお願いいたします。

令和元年12月議会にて下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の御審議をいただき、下田市立白浜公民館を令和3年4月1日に廃止する議決をいただいたところでございます。

その白浜公民館につきまして、建物を原田区に譲与、つまり無償譲渡するため、地方自治法第237条第2項により議会の議決を求めるものでございます。

所在は、下田市白浜2741番地の5。

譲与する財産は、下田市立白浜公民館の建物でございます。

土地につきましては市の財産ではなく伊豆漁業協同組合からの借地でございます。

鉄骨造りスレートぶき2階建て、床面積1階116.82平米、2階129.78平米で、昭和54年に建築されたものでございます。

譲与の相手は、原田区でございます。

提案理由は、原田区の集会所として譲与するためでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第13号 市有財産（建物）の譲与についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 譲与するのは分かるんですけども、譲与に対して、例えば何というんですか、本来であれば公民館がなくなれば取り壊すわけですね。当然、取り壊すというのは市がやる話になるわけですけども、譲与された相手側も古くなれば取り壊すようなことが出てくるわけですね。そういう面では支度金というか何というか、そういうものをお渡しするとか。例えば今壊れている、屋根が壊れていたり、水回りが悪かったり、そういうものの附帯条件というかな、そういうものはどのようなものがあったのか、ちょっとお知らせ願えれば。

副議長（橋本智洋君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 解体費用の同額の範囲内で修繕をさせていただいてお渡しするというので、一応、原田区との打合せをいたしまして、解体費用が542万3,000円の予算を取っていたわけですけども、打合せの中で細かな、カーペットの張り替えとか、壁穴の補修、ふすまの張り替えとかもろもろ、新しくして、集会所として新規に始められるような形でお渡しできるような形で修繕を12月2日から始めまして、2月17日に終わりました。それをもって原田区さんに譲与するということになりました。

以上でございます。

副議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第14号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の7ページをお開きください。

議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次の8ページの内容のとおり制定するもので、内容につきましては、後ほど、議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、職員に支給することができる手当を支給するため、新型コロナウイルス感染症の拡大を鑑み、今後の業務上において、職員が各種感染症の患者またはその疑いのある者と接する可能性が相対的に高まったため、職員に対して特殊勤務手当を支給することをできるようにするためでございます。

それでは、条例改正内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の9ページをお願いいたします。

本条例の改正前・改正後の新旧対照表で、左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正箇所となっております。

第3条第1項中「単身赴任手当」の次に「特殊勤務手当」を加え、第11条の次の次に「第11条の2 特殊勤務手当」の一条を加え、「特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める」とするもので、別に条例とは、「議第15号の下田市職員の特殊勤務手当に関する条例」を指すものでございます。

議案件名簿の7ページにお戻りください。

最後に附則は、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） ただいま御説明いただきました議第14号につきましては、この次の議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について関係する議題かと思われませんが、この条例につきましては、第15号の条例が制定されなければ、この条例自体が不要なものかと考えますが、これは議会運営の部分で議題の順番というところになるかもしれませんが、なぜこのような順序で議題を上程されているかについて確認させていただきたいと思いをします。

副議長（橋本智洋君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 順番ということで、本来であれば一括説明して審議いただくのもよろしいかと思いましたが、順番としましては、まず職員条例に手当を乗せることを認めていただいて、その内容について、次に15号にて承認をいただきたいというものでございます。

副議長（橋本智洋君） 1 番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） 仮の話になって大変恐縮ではございますが、仮に議第14号が可決されまして、議第15号が否決された場合、可決された議第14号はどのような扱いとなるか、お教えください。

副議長（橋本智洋君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） その場合はちょっと条例の運営上について御協議させていただきたいと思いますが、15号が仮に否決とされた場合、14号の職員手当と次の、そのものの条例が定められなくなりますので、形上、名前があっても、この特殊勤務手当というものが有効でなくなるというふうに考えます。

本当、すみません。本来そのようになった場合は、ちょっと細かい判断は協議させていただきたいと思いをします。

副議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

2 番 中村 敦君。

2 番（中村 敦君） 医療従事者でない市職員が、この特殊勤務手当に当たるような、具体的などのような想定、例えば今、玄関で健康診断していますけれども、それは不特定多数の市民が出入りするわけで、例えば感染症を持っている可能性もあるわけですが、そういう場合には含まれるのか。どのような場面を想定しておられますか。

副議長（橋本智洋君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） こちらについては、第15号の内容になるかと思いをしますが、想

定しているのは、国が行っているような、要は下田市には市立病院がありませんので、例えばダイヤモンドプリンセス号だとか、そういうところに派遣して、罹患者と接するような機会はないと思われませんが、仮に職員、この庁内で職員が感染または高熱で何日も休み、疑いがある場合、そういったときの仮に消毒をする業務を市の職員が負うようなことがあった場合、そのやり方にも、ちょっとそのときに判断しなければなりません、そのやり方について、仮に防護服等を着用し、消毒業務に当たるようなことを市の職員がやらなければならない状態になったとき、このような特殊勤務手当が充てられると考えております。その都度、その都度、国のほうも細かい運用と、国の人事規則から参考に、今回、条例を制定させていただいておりますが、その都度、その都度、運用については定めていく必要があるかと思っておりますが、今の想定はそのようなことを考えております。

副議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の9ページをお開きください。

議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例を次の10、11ページの内容のとおり制定するもので、内容につきましては、後ほど、議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由は、議第14号の条例の一部改正に係る「特殊勤務手当」を支給することに伴い、必要な事項を定めるためでございます。

それでは、条例制定内容について御説明いたします。

議案説明資料の10ページをお願いいたします。

本条例制定に関する逐条解説でございます。

第1条、本条例の根拠法令及び趣旨について定めたもので、特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給される手当とし、第2条は、手当の種類を「防疫等作業手当」と定め、第3条は、防疫等作業手当の支給について定めたもので、第1項は、防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症のうち一類感染症及び二類感染症並びにこれらに相当するものとしてその都度市長が定める感染症（以下「感染症」という。）が発生し、または発生するおそれのある場合において、次の1号及び2号に掲げる作業に従事した職員に支給するものとしております。

第2項は防疫等作業手当の額を国の防疫等作業手当に準拠し、作業に従事した日1日につき、290円と定めたものでございます。

11ページは、第3条に係る法令を抜粋し、記載したものでございます。

11ページの第4条は、手当の支給額の調整について定めるもので、手当の支給対象となる作業が短時間で終了した場合などには、防疫等作業手当の額を減額して支給することとし、この場合における支給額の算出方法については、規則で定めるものとしております。

第5条は、手当の支給方法について、その翌月の給料の支給日に支給すると定め、12ページを御覧ください。

第6条は、規則への委任について、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしております。

附則第1項は、本条例の施行期日を令和3年4月1日と定め、附則第2項及び第3項は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る防疫等作業手当の特例について定めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の指定感染症として定められておりますが、指定感染症としての指定期間が令和4年1月31日までとなっており、時限的であることを鑑み、特例的な取扱いとしたものでございます。

第3項は、防疫等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う）作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円と定めたものでございます。

以下、13ページにかけては、附則に係る人事院規則、法令について抜粋し、記載したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 大きく2点について質問をさせていただきたいと思います。

まず、特殊勤務手当全体についてでございます。説明の中で、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、著しく特殊な勤務に対する手当という御説明でございました。今回、これらの中で防疫作業手当に限定して手当が新たに制定されるということでございますが、例えば高所作業であったり、隧道作業など、そういった通常ではない勤務もあるかと思いますが、それらについての手当の制定について御検討があったか、まず1点目、確認させていただきたいと思います。

2点目でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスに特例した部分ということで、この制定につきましては、大きくこの中でも2点、作業の内容とその金額、あと施行日をいつにするかというところが審議の重要点かと思われま。当局からの説明では、総務省の通知ということで添付していただいておりますが、これまで総務省のほうでは、令和2年3月18日付と令和2年11月27日付でそれぞれ通知が出されているかと思ひます。

また、下田地区消防組合では、これらに関しまして8月議会で議決し、既に9月1日から施行となっております。

これに関連しまして、静岡県内の各市町の対応状況、また静岡県の対応状況についてお教えいただきたいと思ひます。

もう一点、それで、この新型コロナについては、それぞれ作業、内容等については市長が定める、また要綱等で定めるというような条例文になっていると思ひますが、それらの具体的な内容について確認させていただきたいと思ひます。

副議長（橋本智洋君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） まず、防疫等手当以外の議論につきましては、下田市におきましては、過去の手当につきまして、ちょっと危険手当は違いますけれども、税務の特別手

当、福祉の従事特別手当でございますとか、水道勤務の呼出し手当等々がございましたけれども、それに当たりましては、通常業務の中に含まれるという判断で、過去に手当をなくした経緯がございます。その上で、今回、新型コロナウイルス感染症という新しい危機に対して、今後、職員が万一従事した場合の手当を用意していくことは必要だと判断し、今回、新たに条例を定めたもので、ほかの手当等については特に議論はございませんでした。

あと、作業の内容につきましては、先ほどの中村議員の質問からも重複いたしますが、今回の条例におきましては、国が3,000円、4,000円とか指定している手当、あるんですけども、そちらについては武漢からの政府のチャーター機、先ほど言いましたダイヤモンドプリンセス号に対してなどなど、直接罹患者と接するような、医療従事者が対応するような業務を想定していますので、下田市においては、先ほど申し上げたとおり、市立の病院がございませんので、そこについては従事することがないものと考えております。

先ほど申し上げましたけれども、下田市の職員が直接そういった感染患者や疑いのある者に直接接触する機会も、またほかの場面においても少ないとは思っておりますが、万一、そういった職員間の中の対応をしなければならないといったときに対して対応できるよう、今回条例を制定させていただいております。

施行日についてなんですが、こちらについては、この辺のコロナ感染症も踏まえて、そういった手当についてを職員組合とも協議させていただいて、施行日を来年度からというふうにまとめさせていただきました。

ただ、先ほどとまた重複しますが、特殊な運用については、国のほうも具体的にはちょっと定められていませんので、もし緊急に対応しなければならない事態が起きた場合は、この遡及とかを使って適用することが必要なとは思っております。

それと、あとほかの規則等についてなんですが、規則におきましては、まず支給額の調整等について定めます。こちらについては、1日の作業時間が4時間に満たないときについて、その額を100分の50、2分の1を得た額とする。また、職員が条例に規定するような業務に従事した際には、特殊勤務の実績の報告書を出す。あと、その市長が定めるとありますが、繰り返しになりますが、本当にどのような作業が該当するか、これからどのような作業が生じてするかが不明な中、そこについてこの特殊勤務手当に該当するか否かは、そういったところで別途判断し、運用してまいりたいと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

統合政策課長（平井孝一君） 現在の状況でございますが、こちらが、ちょっと県内でなくて、ちょっと全国的な話になりますけれども、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合は、現在3,299団体ございます。その特殊手当の第1号相当、先ほど言いましたダイヤモンドプリンセス号とか、そういったものに対応する場合において、創設を予定しているのは1,997の団体がございます。下田市においては、こちらについては現在、条例で定めていないところでございます。

なお、下田市が今回定めた特例の第2号相当というものでございますが、それについては条例、規則等を制定することとしまして、現在、こちらについて創設を検討しているというのが867団体。それ以外の2,206団体が想定しないということで、下田市におきましては、万一に備えて、その中でも対応できるよう備えているという状況でございます。

副議長（橋本智洋君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 私のほうで調べさせていただきまして、一番最初、令和2年3月18日付で国の通達がございまして、こちらはダイヤモンドプリンセス、またチャーター機の適用ということで、その作業につきましては、令和2年1月27日まで遡及してという施行となっております。

また、今回の恐らくこの条例改正の根拠となるものが、令和2年11月27日付の通知でございまして、こちらのほうでも国の通達では、令和2年4月3日となっております。組合との協議の中で、令和3年4月1日を施行日とするというような御説明でありましたが、状況によっては遡及させる可能性もあるということで、状況が発生することを想定して、公布の日を施行日にするというものが妥当かと考えます。仮に公布日から3月31日までにこのような状況が発生した場合、再び条例改正を行うのか、そういった手間をまたかける必要があるのか、なぜ国の通知に基づき、遡及を形にした条例にしないのか、そこの理由を確認させていただきたいと思います。

また、他の自治体の事例では、県が対応するPCR検査であったり、軽症者宿泊施設に対して、市の職員の要請、保健師の要請といった事例もございました。そういった場合、下田市としては市の職員を派遣する可能性があるのか、それともやはり職員の身の安全のため派遣をしないのかという部分について確認をさせていただきたいと思います。

特に西伊豆町で発生したクラスターの関係については、そういった形でまちの職員の方が派遣されたかについても具体的な例が分かれば、お教えいただきたいと思います。

副議長（橋本智洋君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 先ほども申し上げたとおり、万が一に備えてということで、現在そのような事例はないと、職員がこの特殊勤務、防疫手当に従事するような状況は少なくとも今年度中にはないと思っております。ただ、万が一、急にということは、先ほども申し上げたとおり、ちょっと手間になるかもしれませんが、遡及適用するなどの措置を考えていく必要があると思いますが、現在、当局において、今後もなんですが、この防疫特殊勤務手当に該当するような作業が下田市の職員がやるような、ちょっと想定は今のところしていません。というのも繰り返しになりますけれども、市立病院がない中、一般の職員がそういった直接患者に接するような場面は今のところ想定されていないということです。

西伊豆町の例については、すみません、私はちょっと承知していません。申し訳ございません。

1番（江田邦明君） そういう状況が発生した場合、職員を派遣する可能性はあるのか。

副議長（橋本智洋君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 現在では派遣する可能性があるかないか、分かりません。何も、予定、いや、ありません。そういうときは協議になると思います。そういったことについては、県、保健所とか、賀茂医師会、そういったのはもう感染症対応、保健所等と相談するというので、何度も繰り返しますが、本当に想定する中では、市の職員が直接罹患者とか疑いのある濃厚接触者に直接従事するようなことは想定していない中で、万が一のことに對して備えている手当です。派遣するしないは、今想定しているかと言われれば、私の中では想定しておりません。今後の協議によるものと思っております。

副議長（橋本智洋君） 1番 江田邦明君。3回目です。

1番（江田邦明君） 想定していない中での条例制定なのか、想定している中での条例の制定なのか、少し分からない答弁に私は感じました。この手当が必要ということで条例を制定するのであれば、想定外の想定に応じて、この条例ができるよう、公布の日を施行日にするのが妥当と考えておりますので、また細かな部分については、委員会のほうで、総務文教委員の方に議論をしていただきたいと思いますし、質問を終わります。

副議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 続きまして、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開きください。

議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次の13ページの内容のとおり制定するもので、内容につきましては、後ほど、議案説明資料にて御説明いたします。

提案理由は、平成16年度に定められた下田市予防接種健康被害調査委員会を附属機関として追加するためでございます。

本委員会は、平成16年度に定められましたが、これまで調査を依頼する事案がなく、実態がございませんでした。今後、新型コロナウイルスワクチン接種に伴い、本委員会を設置するため、附属機関として追加するためでございます。

それでは、条例改正内容について御説明いたします。

議案説明資料の14ページをお願いいたします。

本条例改正の改正前・改正後の新旧対照表で、下線箇所が今回改正でございます。

本条、第1条関係の別表、市長の部の次に、附属機関、「下田市予防接種健康被害調査委員会」及び、担任する事務、「予防接種における健康被害の調査に関する事務」を加えるものでございます。

議案件名簿の13ページにお戻りください。

最後に附則は、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） 次に、日程により、議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の14ページをお開きください。

議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を次の15ページの内容のとおり制定するもので、内容につきましては、後ほど、議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、特別職の職員で非常勤の区分について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正内容について御説明いたします。

議案説明資料の15ページをお願いいたします。

本条例改正の改正前・改正後の新旧対照表で、下線箇所が今回の改正となっております。

第1条及び第2条関係の別表の「行政協力委員」及び16ページの「家庭児童相談員」の項を削るのは、会計年度任用職員が開始し、特別職非常勤職員が「専門的知識経験等に基づき、助言、調整等を行う者」に限定されたため改正するもの、削るものです。15ページの、同表、賀茂地区障害認定審査会の委員の項の次に「予防接種健康被害調査委員会委員、日額20,000円」を加えるのは、議題17号において、新たに附属機関として設置する「下田市予防接種健康被害調査委員会」の委員報酬を定めるためでございます。

議案件名簿の14ページにお戻りください。

最後に附則は、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第18号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙17ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い条文の整理を行うもので、同措置法の新型コロナウイルス感染症を定義していた条文が削除されました。これに伴い、引用しておりました傷病手当金や国民健康保険税の減免に関する規定について、引用による新型コロナウイルス感染症の定義がなくなったことから、条例内で具体的に新型コロナウイルス感染症について定義をする必要が生じたため、関係する条例を一括して改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料で御説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の17ページをお開き願います。

ページ左側は改正前、右側は改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

改正内容でございますが、第1条は、下田市国民健康保険条例（第11号）の一部改正で、附則第2条第1項（傷病手当金に関する規定）のうち、「新型インフルエンザ等対策特別措

置法」引用部分を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に改めるものでございます。

恐れ入りますが、説明資料の18ページをお開き願います。

第2条は、下田市国民健康保険税条例附則（第12号）の一部改正で、附則第15項第1号（国民健康保険税の減免）のうち、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」引用部分を、先ほどの1条と同様に、具体的に新型コロナウイルス感染症について定義するために改正するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第18号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第19号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお開き願います。

議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙19ページのとおり制定

するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方税法施行令の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料で御説明を申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の19ページをお開き願います。

令和3年1月1日に施行された、地方税法等の一部を改正する法律によりまして、給与所得控除及び公的年金控除の控除額が10万円引き下げられた代わりに、基礎控除の控除額が10万円引き上げられたことにより、税負担は増加はいたしません。総所得金額や合計所得金額が増加する対象者が生じる状況となりました。

このことにより、総所得金額や合計所得金額を課税にするに活用している国民健康保険税及び保険給付の負担水準に関して、意図せずに被保険者に不利益が生じないように、軽減措置等の適切な措置を行うために必要な改正を行うもので、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額に係る算定方法を見直し、平成30年度税制改正の影響により、被保険者に不利益が出ないように改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、国民健康保険税の軽減措置に係る、均等割及び平等割の基礎控除及び算定方法を変更するものでございます。

所得の少ない世帯に対する軽減割合と判定所得基準につきましては、7割軽減、5割軽減、2割軽減の基準額、いずれも1つの世帯の基礎控除額を「33万円」から「43万円」に10万円引き上げ、世帯に係る給与所得者等の数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算するものでございます。

この改正により、給与所得者及び公的年金等を受けられる方が、世帯内で複数人いる場合の不利益を補うものです。

なお、23ページには下田市国民健康保険運営協議会の答申書の写しを添付させていただいておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、1月25日に諮問いたし、協議を行い、2月5日に答申を受けたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、説明資料の20ページをお開き願います。

ページの左側は改正前、右側は改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第23条（国民健康保険税の減額）の第1号は7割軽減に関する改正で、「33万円」を「43

万円に給与所得者等の数から1を減じた額に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改めるもので、条文括弧内は給与所得等が発生する基準以上を記載したもので、給与所得控除は55万円、公的年金等控除額は、年齢65歳未満の者にあつては60万円、年齢65歳以上の者にあつては110万円を超える者を「給与所得者等の数」とするものでございます。

21ページをお開き願います。

次に、同条第2号は5割軽減に関する改正、第3号は2割軽減に関する改正でございます。内容につきましては、第1号と同様の内容でございます。

次に、附則第2条の改正でございますが、この附則第2条は65歳以上の方の公的年金等に係る所得について、15万円を控除する特例というのがあるんですけども、こちらのほうを定めたものでございます。今回、第23条の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の19ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項、適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 地方税法のこの改正に伴いまして、給与所得の控除、公的年金控除が10万円引き下げられたことによって不利にならないように、現状と同じように、この10万円プラスした7割、5割、2割の軽減をしようということの内容は理解できました。そうしますと、軽減以外の税そのものについては影響があるのかないのか。ほかに、この軽減措置以外に、この税法の措置によって国保税等が変わってくるというようなことはないのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 変わりはないと思います。

以上です。

副議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第19号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の20ページをお開き願います。

下田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙21ページのとおり制定するものでございます。

まず、提案理由でございますが、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるものでございます。

平成12年度から始まりました介護保険事業は、3年を1期とした計画を策定しながら21年が経過いたします。本市におきましても、第8期の介護保険事業計画に基づいて、令和3年度から令和5年度までの運営を行っていくこととなります。

介護給付費等、対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等の見込み、こちらを3年間における保険料を計算いたしましたところでございます。

詳しい内容につきましては、条例改正関係等説明資料の24ページをお開き願います。

まず、高齢者を取り巻く状況でございますが、ここでは高齢者人口の状況と推移を示しております。

グラフを御覧ください。

棒グラフの薄い部分は、前期高齢者65歳以上74歳以下の人口で、令和2年度は3,970人、

令和3年度は3,897人、4年度は3,684人、5年度は3,426人、7年度には3,061人と推定され、年々減少傾向になると見込まれております。

棒グラフの濃い部分につきましては、後期高齢者75歳以上の人口で、令和2年度は4,807人、令和3年度は4,741人、4年度は4,847人、5年度は5,000人、令和7年度には5,115人と推定されておまして、こちらにつきましては年々増加傾向になるというふうに見込まれております。

65歳以上高齢者全体では減少傾向となる見込みです。

また、折れ線グラフは高齢化率を示しているもので、年々高くなる見込みでございます。

恐れ入ります、25ページをお開き願います。

こちらの表は、先ほど申しましたものに計算いたしまして、介護給付費の実績と見込みでございます。令和3年度から令和5年度の第8期計画期間中は、介護給付費は徐々に増加するものと推定されます。

次の26ページをお開き願います。

こういった諸々の状況を踏まえまして保険料を定めました。所得段階は、国の基準どおり9段階で変更はございません。

基準額は第5段階に示してありますように、現在月額5,400円を5,500円に100円、率といたしまして1.85%の増とさせていただきたいと思っております。現在、介護保険介護給付費準備基金を3年間で3,000万円取崩す計画で、また、保険者機能強化推進交付金等も見込み、介護保険料の軽減を図ったところでございます。

また、所得の低い第1から第3段階の保険料については、それぞれの率で軽減を図っております。

続きまして、28ページをお開きください。

答申書の写しでございます。本計画の策定においては、下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会で審議をいただきました。昨年度実施しましたアンケート等を踏まえ、今年度、本計画について素案の検討を行っていただき、令和2年10月1日に諮問を行い、令和3年2月16日答申を受けたものでございます。

それでは、改正の内容について御説明を申し上げます。

27ページをお開き願います。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第5条第1項中、平成30年度から平成32年度までを、令和3年度から令和5年度に改めるもの。額につきましては、基準額となる第5段階の額、第5号ですが、6万6,000円に改正するものであり、各段階においては、ページ記載のとおり、基準額にそれぞれ率を掛けた額に改正するものでございます。

第2項は、第1項第1号の低所得者においてさらに減額をする規定で、令和2年度を令和3年度から令和5年度までに、1万9,440円を1万9,800円に改めるものでございます。

第3項は、第1項第2号も同じで、令和2年度を令和3年度から令和5年度までに、3万2,400円を3万3,000円に改めるものでございます。

第4項は、第1項第3号の規定によりまして、令和2年度を令和3年度から令和5年度までに、4万5,360円を4万6,200円に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の21ページにお戻りください。

附則でございますが、第1項は、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2項は、この条例による改正後の下田市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。11時10分までとします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

副議長（橋本智洋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終了しております。

議第20号議案に対する質疑を許します。

12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 2点ほど質問させていただきたいと思います。

今回、第8期の計画でございますが、この計画に当たっては、令和元年、令和2年で、予算的には約600万円をかけて策定しているわけです。そういう意味では、もうでき上がって

いると思うんで、いつも議会前か、3月の議会前か、終わった後か、きちっとしたものをもらっているんですが、その辺、いつ配付するかをまず確認したいと思います。

2つ目には、本日付まで、その説明資料、あるいは予算を、今後審議する予算を見ていると、先ほど課長も説明したように、後期高齢者、私も一人なんですが、どんどんこの8期は増えてくると、こういう状況です。そして、私にもいろいろ市民から質問がございまして、なかなか下田は特別養護老人ホームに入れねえと、結構、待機者が、他の自治体、静岡県内でも、地域でもいいんですが、待機者が多いんじゃないかと、こう推測されるんですが、実情は一体どうなんだと。予算を見た場合にも、令和3年度、施設介護サービス給付費は、本年度は11億円、去年は当初予算で10億5,000万円、5,100万円ぐらいしか増えていないんです。ということは、いわゆるそういう予算を見ても、特別養護老人ホーム、私も近々お世話になるような年齢でございますけれども、実情と、もし待機者がこの周辺、あるいは東部地区でもいいんですが、待機者が多いということになれば、これの対応策というものをしっかり考えていかなきゃいかんと思うんです。大変深刻な話なんで、ぜひ課長の前向きな答弁をお願いしたいと。

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） まず1点目の計画書のほうですが、申し訳ございません、まだちょっと契約期間なもんですから、今日ちょっとお配りできなくて申し訳ございません。でき次第、速やかにお配りのほうをさせていただきたいと思います。

それから、2点目の特別養護老人ホームの関係でございますが、こちらは昨年12月に静岡新聞のほうにもちょっと載ったんですけども、特別養護老人ホームの入所希望者の実数というふうな報道がありました。県内で6,104人、うち下田市での今、入所の希望者数はちょうど100人です。うち必要性の高い方が23人ということで、23人の方が非常に高いというふうな報告が静岡県のほうからありました。

入所の判定につきましては、市のほうの範囲をちょっと超えるところなんですけれども、他市町と比べまして、下田のやはり特別養護老人ホームの入所希望者の数は、私も多いというふうに見ています。現在、御存じのように賀茂地域につきましては、特別養護老人ホーム、新しいものは南伊豆町に1つできた以降、現在伺っている中では、やはりこれから高齢者の数がやはり減少していくということの中で、新たな施設整備という計画は今のところ聞こえてはございません。ですので、今後、施設入所というよりも、介護保険でするので在宅、こういうものがうまく機能するような形になればというふうには思っています。

ただ、残念ながら特別養護老人ホームの待機者がこれだけいるということで、現在、他市町のほうで退所されたところに下田市の方が入れば、どんどん埋まるというふうには考えますけれども、一応そのようになってほしいなというふうには思っています。

以上です。

副議長（橋本智洋君） 市長。

市長（松木正一郎君） 今、担当課長のほうから、特養に関する御答弁を申し上げたところなんですが、私、今回のこの議員御指摘の計画策定の中で、特に注意して重視しなければならないと考えたものが、いわゆる地域包括ケアシステムでございます。つまり施設で最期を迎えるのではなく、やはり大川議員も御家族や周りの方と一緒に、その地域で最後まで健康で幸せに暮らしていただきたいと思います。そのために自助、共助、行政のこの公助の3つがしっかりと連携した、そういう形での地域包括の取組をこれからも力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（橋本智洋君） 12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 方向性は分かるんですが、実際、下田の高齢者の中身を見ると、独り暮らしだとか、あるいは夫婦2人だと、こういう方が非常に多いわけです。するとどうしても施設に自分の身を託するということがもう必然的に発生するんですね。息子や孫といったら、私のところもないんだけど、そういう意味では、老人、今の特養の状態というのは、私は深刻だと思いますよ。ですから質疑の過程ですが、ぜひこの辺、困っている人も電話などで相談を受けるわけですが、ぜひひとつその辺は十分配慮していただきたい、こういう要望をして終わります。

副議長（橋本智洋君） 要望でよろしいですか。

12番（大川敏雄君） はい。

副議長（橋本智洋君） ほかに質疑はありませんか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この令和3年度から5年度の第8期になるんですか、計画ということでございますが、1.85%、平均のところでは引上げだと。600円から2,400円、第9期では2,400円の引上げ、料金の件でございますが。そして3,000万円、基金から繰り入れるんだと、こういう御説明だったかと思うんですが、現在、そうしますと3,000万円繰り入れると、基金はどれだけ残っているのかということが1つと。

第1段階から第9段階というのは、国が示している1つのひな形というか、手本を参考にしているんだろうと思いますが、この区分以外の形で進められているところが近在にあるのかと。

それから、そういう意味では県内のこの平均というんでしょうか、他町村との区分及び金額の比較ということも必要ではないかと思しますので、そういう資料がありましたら御提示、説明をいただきたいと、こういう具合に思います。

それから第7期の決算状況がどうであったのか、前期の。例えば、じゃあ具体的に2年度はどうであったのかと、この介護保険の保険料とかかった費用との乖離というのがあるのかないのか、プラスになっているのか、マイナスになっているのかというようなことが当然、審議上必要になってこようかと思えます。

そして、介護保険の改正によって、要介護、支援2以下でしたっけか、包括支援センターのほうに介護保険から適用外になる形の改正がこの期間されたと思うわけです。そして、そういう方たちは地域包括支援センターのほうで一応お世話をしましよと、こういう仕組みになったかと思うんですが、そうしますと、先ほど大川議員も御指摘をされていましたけれども、独り暮らしのお年寄りが大変多くなって、介護保険は適用を受けていないと、そういう自分でもまだ一定の生活の自立ができていますので受けてはいないけれども、実態はお風呂にも何日も入っていない、新聞が積まれている、ごみ屋敷になっていると、こういう独り暮らしのお年寄りの世帯というのは、大変下田でも増えているんじゃないかと思うんです。そうしますと、その人たちは、介護保険の適用外で、包括センターの市の職員の方が訪問をしてくださると、こういう仕組みになっていようかと思うんですが、そこら辺の実態をどのように把握されているのか、出せる事例があればお教えをいただきたいと思うわけです。やはり仕組みとしては、なるべく介護保険の趣旨からいって、介護保険のサービスが適用できるような仕組みが必要だろうと思うんです。在宅介護ということになれば、当然、訪問看護であるとか、訪問介助であるとか、そこら辺が結局、民間に全て任せているという、介護保険の場合はですね。公立の社会福祉協議会の部分を除いては、ほとんど中心が民間と言ったらいいかと思うんですけれども、そういう事業者には任されているということになっておりますので、特に訪問看護とか訪問介助とかの事業を、当然夜間もそういうものが必要になってくるわけです。日中の訪問はそれなりになされていると思いますが、お年寄りも大変夜になると心細いし、大変な事態になる。夜間の訪問看護、訪問介助をどうするんだと、こういう課題が出てこようかと思うんですが、そこら辺は現状どのようになっ、どう前進させようとし

ているのか、検討があればお聞かせをいただきたいと思います。

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 質問がちょっと多岐にわたっておりますので、答弁漏れがありましたら御容赦ください。

まず1点目の、階層につきましては、規模の大きな市ですと14段階などのところもあります。基本的にはこの9段階というのがまず基本的なところというふうに理解をしております。

2点目に、基金の状況でございますけれども、令和元年度決算現在で2億4,300万円、令和2年度積立て、取崩しはまだこれから動く可能性がありますけれども、それから少し上積み程度という形で見えております。

ただ、介護保険の場合には、ほかの制度とちょっと異なるのが2つございまして、3年間の保険料を決定すること。ですので、途中から上げるということとはできないというふうに認識しています。仮に基金が枯渇した場合には、一般会計からの繰入制度もございませんので、繰上充用するような形になるというふうに理解しています。そして、現在見ている基金の残高につきましては、今回の計画の中で見ていない項目、全部でちょっと5つぐらいあるんですけれども、先ほど言いました特別養護老人ホームへの入所希望の待機者が100人いらっしゃる。それから、市内の1か所、病院なんですけれども、介護医療院というところに令和5年度以降、変更が今予定はされているんですけれども、こちらが前倒しで変更になった場合には、介護保険の費用が伸びること。それから現在、コロナ禍ということで、皆さんが外出期間が非常に少ないということで、しばらくしますと介護の級が上がるのではないかとというふうな心配。それから来年度の所得減少、今、確定申告やっただいておりますけれども、所得減少に伴って階層の下落。それから最後に、今、来年の4月から9月まで、新型コロナ対策で介護施設のほうの基本料というのが0.1%上乘せに半年間なるんですね。これも今まだ半年間という予定なんですけれども、コロナの状況によっては延びた場合に、このような5つぐらいのことに備える必要があるというふうに考えています。

ただ、計画の中では、こちらはあくまでも推計ですので、これをちょっと計画の中には盛れなかったということで御理解をいただきたいと思います。

それから、単身でやはり、御家庭のほうでお独りでというふうなお話も聞いている中では、今、市民保健課の中では、特に包括支援センターの中で、成年後見人制度を今、力を入れております。特に市民後見人、それから成年後見人、両方力を入れておまして、やはり独り暮らし老人の方でもやっぱり医療、それから金銭的なもの、様々な権利関係を代理するよう

な制度のほうを今、充実をかけております。

それから、先ほど訪問看護、訪問介護のお話もちよっとされたかと思えますけれども、市内ではないですけれども、近隣のところで今、訪問看護のほうがこれから充実するというふうなお話も聞いております。

それから最後に、夜のお世話などの形もあるかと思うんですけれども、現在、下田市には1か所、小規模多機能の施設が吉佐美にございます。非常に人気がありまして、こちらにつきましては泊まりもできたり、短期のショートステイができたり、自宅のほうへお弁当の配達とか、様々な面で今、機能していただいて、非常に人気があるというふうに伺っております。ただ、そちらはやっぱり定員がありますので、全員がちょっと、御希望される方全員というわけにはいかないと思えますけれども、そのような形で今、市内の介護制度は活動しているというふうに認識しております。

以上でございます。

副議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ありがとうございます。

そうしますと、14階層に分けている大きな都市については、14階層に分けているところもあると。従来から9階層なので、そのままということであろうかとは思いますが、9段階でいいんだという理由があればお聞かせをいただきたい。

それから、先ほど100人ほどの待機者を含めた、あるいはコロナで0.1%の値上げ等々があるんで、対応したいということですが、2億4,300万円の基金というのは、やはり金額的には結局、介護保険料がここへ、国からのあれが来たにしても、大きくは介護保険料そのものがためて基金としてなっていると、こう考えていいんじゃないかと思えますが、そこら辺はどうお考えなのか。

そうしますと、やはりその年度に集めた介護料は、その年度にサービスを提供すると、この会計上の原則というのはあるんじゃないかと思うわけです。やはり基金も必要ではありませんけれども、それは最低限の基金で、保険料が上がらないように、この基金を利用するということは当然必要だろうと思うわけです。そうしますと、3,000万円の、3年間で3,000万円ということになりますか、そのこのところの意味合いがどうなのか。そう考えますと、やはり2億4,300万円あるのであれば、値上げしなくて済むように、もっと基金を活用すべきではないか、こういう見解が出てきようかと思えますが、その点はどのようにお考えになっているのか。

決算段階で大変赤字を出しているよということであれば、そういうことも必要かと思いますが、そこら辺も含めて、保険料とサービス料の関係が大きな赤字をこの3年間の間にしているような事態があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

そして、小規模多機能の吉佐美の施設だろうと思いますが、そういうサービスは大変今後必要になってこようかと思しますので、そういうサービスが増えることを期待をしたいと思いますけど。

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 先ほど実績ベースの御返答をちょっと漏らしてしまいましたので、令和2年はやはりコロナ禍ということで、ちょっと計算がなかなか難しいんですけども、令和元年度につきましては、計画値の95%というふうな実績でした。その中で、やっぱり特筆するのが施設サービス、先ほど特養を含めた施設サービスのほうが89.3%ということで、前回の計画のときには、南伊豆の新しい施設のほうの人数のものをある程度見ていたというところが影響しているのではないかというふうに見ています。

ただ、先ほど申しましたように、決して過度なものをするわけではなく、これから特養の入所希望、それから介護医療院のほうへの転換、それから皆様のほうのこれから確定申告での所得減少などを踏まえすと、どの程度確保するのが適切かというところを見ながら、県内平均のほうを一応調べてみました。静岡県内の今回第8期のものにつきましては、5,796円ということで連絡を受けています。

ちなみに下田市、賀茂郡と伊東、熱海、3市5町を平均しますと5,958円、約6,000円というのが単純平均となります。先ほどおっしゃっていただきました、今後様々な施設が必要ですよ。十分、私もそのように感じております。そのようなものがたくさんできることによって、市民の皆様が必要な介護が受けられるよう、また介護が受けられるときに財源が確保できるように対応させていただいたというつもりでございます。

以上でございます。

副議長（橋本智洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

副議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の22ページをお開き願います。

下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

条例改正の背景でございますが、居宅介護支援事業所の人員確保の状況が依然厳しいことを鑑み、関係省令の改正に伴い、平成30年度に設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件の適用猶予措置期間の延長等が定められたため、必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料で御説明申し上げますので、お手数ですが、資料の29ページをお開き願います。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

まず、第5条第2項でございますが、令和3年3月31日までとされていた指定居宅介護事業所の管理者を主任介護支援専門員ではなく、介護支援専門員とすることができることとし、附則第2項において、適用猶予期間を令和9年3月31日まで延長するものでございます。

また、附則第3項に掲げる下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、前回における一部改正の記述を削り、令和3年4月1日以後における前項の規定の適用について、同項中「第5条第2項」に「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、」を加え、「介護支援専門（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるものは「引き続き、令和3年3月31日における管理

者である介護支援専門員を」に改めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この改正に伴います事業所は、市内で何件ぐらいあるのかと、どういう規模のものかという点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、ちょっと勉強不足でございますので、説明を受けたいと思うんですが、主任介護専門員と、ここで言うところの介護支援専門員の資格の違いというんでしょうか、そういうものはどういうものなのか、御説明いただきたいと思います。

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） ちょっと説明が上手でなくて申し訳ございません。今回これができ上がりましたのが、やはりこの主任ケアマネが全国的に不足している。特に中山間地域の事業所とか、主任ケアマネが病気などで不在になった場合などが非常に困るということで、この適用を令和3年3月31日までのものを延長したいというふうなものが国のほうの意向でございます。

そして、こちらのほうの、まず主任ケアマネというのは、介護のほうのこの居宅介護支援事業所につきましては、主任ケアマネを管理者として置くことが原則となっております。主任ケアマネというのは、ケアマネの経験年数が5年以上及び必要な研修を受けて、都道府県から認定される資格でございます。これによりまして、事業所のほうの管理者になることができるというふうになっています。市の職員でも今1名おります。こちらのほうが、なかなか今、こういう人が足りない、それから山間地では主任ケアマネを確保できないという中からできた制度でして、すみません、市内のほうでは基本的には、今ないというふうに認識しております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

市民保健課長（井上 均君） 主任ケアマネを置かない事業所の数は、市内では今ないとい

うふうに認識しております。

以上です。

副議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 主任ケアマネの件は5年以上の経験が必要で、県の認定が必要だということなことは理解できました。そうしますと、置かなくてもいい介護支援専門員というのはどんな形になるのでしょうか。

〔発言する者あり〕

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 説明がまずくてすみません。主任介護専門員のことがケアマネです。

以上です。

副議長（橋本智洋君） 介護支援専門員に関して、この違いはということですね。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 主任介護専門員が主任ケアマネで、介護支援専門員が通常言われていますケアマネというものでございます。よろしいでしょうか。

副議長（橋本智洋君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） ただいまの沢登議員からも出ておりましたけれども、少しダブるようなところもございますけれども、追加でちょっとお尋ねいたします。

介護につきましては、私、手元に下田市指定介護センターのリストがございます。相当数、25ぐらいですかね、リストがございますけれども、実はコロナに関わる業務上の支障、不都合というのがちょっと心配になりまして、幾つか介護センターも回らせていただいたんですけども、その中で聞いたお話が一、二、ちょっと気になることがございましてね。例えばパートタイムの臨時職員が大分多いんですけども、午前中行ってみたら、急遽キャンセルになったと。あるいは訪問介護の場合、行った場合、前日辺りお電話があつて、予定であったものがキャンセルになったと。そうした場合に、1時間ないしは2時間のキャンセルに対して、報酬がゼロという体制になっているようです。よって、これだけではないと思うんですが、非常に介護職員の、介護従事者の離職者が多いと、反対に応募者は少ないという現状があるんだろうと思うんですね。

ほかにも種々介護についてはたくさんございますけれども、その中で今回、介護支援専門員をみなすという、1つ格上げ、資格の格上げを許容しているわけですね。これの背景というのは、明らかに人員が足りないから、この方を管理者とみなすという部分で事業を継続してくださいという意味合いだと思うんですが、その辺の確認と。

それから、先ほど課長おっしゃった、コロナに関する事業者への報酬の上積み分があるというのがございましたけれども、それらが事業所でとどまっているのか、従事者まで上積み分が回っているのか、その辺、2点お尋ねいたします。

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 先に上積み分のところについて御説明をさせていただきます。

令和3年度の介護保険の報酬改定というものが行われました。全体として0.7%の引上げが行われまして、その中で感染症や災害の対応強化の部分を後押しするというで0.7%の引上げがあったというふうに理解しています。その中のうち、令和3年4月から9月末までのこの6か月間に限ってなんですけれども、新型コロナ対策の特例といたしまして、全てのサービス、ですので、先ほどちょっと御説明をさせていただきました在宅、訪問、それから施設、全てのサービスについての基本料が0.1%上乘せされることとなりました。背景には、やはりこの介護事業者の倒産件数、やっぱりこれが全国的にも出ていたり、廃業、やはり経営的に利用者の数が減っているという中で、その辺を補うためというふうに伺っております。

あと、議案にございます主任介護専門員につきましては、議員御指摘のとおり、原則となっております主任ケアマネのところの人員不足、これに対応するものにつきまして、期間を延長するということとなります。

以上でございます。

副議長（橋本智洋君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） そうしますと、上積み分は期間限定と、コロナ禍に限定するという思惑なんでしょうけれども。そうしたものがやはり恒常的に従事者に対する報酬の上積み、改善が行われていかない限り、伊豆地区、下田地区においてもやはり経営上難しくなる部分と、それから従事者がなかなか集まらない部分と、一方で、先ほどお話があったような、高齢者がこれからは減っていくと見越した中で、事業者の経営自体の見通しがそんなに甘くないという部分もあるということでございますでしょうけれども。いずれにしましても、伊豆地区の下田地区、あるいは南伊豆地区で、介護並びに健康事業として、その辺を1つ政策的にも

充実していくのもいいのかなという思いがするんですけれども。と申しますのは、南伊豆にできました梓友会が経営しておりますエクレシアが相当人気があるというのも聞いておりますし、また杉並のほうでも希望があるというのも聞いておるんですけれども。その辺も1つの政策、地域政策としてやっていかれるのは、その辺のお考えがどうなのかどうか、もう一点、お尋ねいたします。

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） すみません、現段階では十分な議論をちょっといたしておりませんので、今回御指摘いただきました議員の御指摘も踏まえて、今後どのようになっているか、精査してみたいと思います。それでまた、精査した上で、今度は特に私たちが中心になるのは包括支援センター、こちらのやはり充実が最優先というふうに思っています。そこが機能して医療と介護のほうが連携していただくような体制づくりに邁進してまいります。

以上でございます。

副議長（橋本智洋君） よろしいですか。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 何か聞かないと終わってしまうので。

管理者になれる主任介護専門員こそが、管理者になれるからこそケアマネというふうに認識しておりました。介護の内容を決めたり、スケジュール決めたりするのがケアマネなんだと。でも、これによると主任でなくても、経験がなくてもなれるということになりますと、じゃあ今まで何のためのケアマネだったのかということになると思うんです。つまりそれによって何か不具合が当然生じるおそれがあるのではないかと、つまりサービスの不足とか。

それからもう一つは、足りないのであれば増やす努力をしなければいけないと思うんですが、その2点、お願いします。

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） ちょっと説明がまずくて申し訳ございません。ケアマネは必要です。ただ、私がちょっと申したかったのは、各事業所におきまして主任ケアマネ、主任介護支援専門員が管理者となる、こちらがなかなか管理者を確保するところが全国的に厳しいところがありますので、原則の適用を免除するということですので、決してケアマネがいなくていいということではなくて、ケアマネは必要なんですけれども、さらにその施設の事業所を管理者として運営するのは主任ケアマネだ。その主任ケアマネが申請によって免除することができるというふうな条例でございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

副議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 現在、介護保険制度ですと、先ほど言いましたように、ケアマネの経験年数が5年と、あと研修制度というのがございますので、またちょっと市のほうでどうこうというのはできないもので、またそういうふうな基準についても、ちょっと注意して見ていきたいと思います。

以上でございます。

副議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（橋本智洋君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

副議長（橋本智洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでございました。

午前11時50分散会